

## 北京市環境保護局の揮発性有機化合物汚染排出費徴収に関する通知

各関係部門へ：

本市の環境質を改善し、経済手段を発揮して汚染対策、排出削減の効果を促進するため、財政部、国家発展改革委員会、環境保護部の『「揮発性有機化合物汚染排出費徴収試行規則」の印刷配布に関する通知』（財税〔2015〕71号）、北京市政府の『北京市の2013～2017年きれいな空気行動計画の印刷配布に関する通知』（京政発〔2013〕27号）に基づき、市政府の承認を経て、ここに本市の揮発性有機化合物汚染排出費徴収に関連する事項を以下のように通知する。

一、本市行政区域内の石油化学工業、自動車製造、電子、包装印刷、家具製造業に対し揮発性有機化合物の汚染排出費を徴収する。具体的な業種の範囲は別添を参照されたい。

二、「優者には報奨、劣者には処罰」を体现し、高度な整備を奨励するため、汚染物質排出事業者の揮発性有機化合物汚染規制措置の実施状況に基づき、差別化した汚染排出費徴収政策を実施する。揮発性有機化合物クリーナープロダクションの評価に合格し、排出濃度が本市の排出規制値の50%以下で、しかもその月に環境汚染により環境保護部門の処罰を受けていないものは、料金基準を1kg当たり10元とする。排気ガス処理施設が未設置、あるいは排気ガス処理施設の運転が不正常、あるいは揮発性有機化合物が本市の排出基準を上回るなどの環境汚染行為のあったものは、料金基準を1kg当たり40元とする。その他の状況の料金基準は1kg当たり20元とする。

揮発性有機化合物排出量の算定方法は、市環境保護局が国の関連規定に基づき、そして本市の実情を加味し制定公布する。

三、すべての排出口が排出する揮発性有機化合物にはいずれも揮発性有機化合物の汚染排出費を徴収し、上位3項目の汚染物質に対する汚染排出費徴収の制限を受けない。揮発性有機化合物の汚染排出費を徴収した後、更に大気汚染物質中の個別有機化合物に対する汚染排出費の徴収は行わない。

四、各区・県環境保護局は料金徴収状況の情報公開を強化し、規定に基づき料金徴収公示を実施し、料金徴収時には市財政局が印刷した財政領収書を発行しなければならない。汚染排出費の徴収と使用は、国と本市の関連規定により実施する。

五、各級の価格、財政、環境保護部門は密接に協力し、政策実施の宣伝説明活動を適切かつ十分に行い、各自の職責に従って汚染排出費の徴収と資金管理の監督検査を適切に強化しなければならない。

六、本通知は2015年10月1日より実施する。

特にここに通知する。

北京市発展と改革委員会 北京市財政局  
北京市環境保護局

2015年9月1日

別添 揮発性有機化合物汚染排出費徴収業種範囲表.pdf

出典：<http://fagaiwei.bjchy.gov.cn/2015/0924/1889.html>

揮発性有機化合物汚染排出費徴収業種範囲表

業種	業種のタイプ		説明
	コード	タイプ名称	
家具製造	C2110	木製家具製造	天然木材と木製合板を主な材料とし、その他の補助材料（例えばペンキ、化粧張り材料、ガラス、金属部品など）を組み合わせて各種家具を製作する生産活動を指す。
包装印刷	C2311	書籍、新聞雑誌印刷	
	C2319	包装装飾及びその他の印刷	一定の商品属性、形態に基づき、一定の包装素材を採用し、商品の包装に対する造型構造芸術と図案や文字のデザインと配置で商品を装飾美化する印刷、及びその他の印刷活動を指す。
石油化学工業	C2511	原油加工及び石油製品製造	天然原油、人造原油の中から液体あるいは気体の燃料及び石油製品を抽出する生産活動を指す。
	C2614	有機化学原料製造	石油蒸留物、天然ガスなどを原料とし、有機化学製品を生産する工業を指す。
	C2641	塗料製造	天然樹脂あるいは合成樹脂に顔料、溶剤と補助材料を加え、加工を経た後製作した被覆材料の生産活動を指す。
	C2642	印刷用インク及び類似製品製造	顔料、バインダー（植物油、鉱物油、樹脂、溶剤）と充填材を混合し、研磨を経て調製した印刷に使用する有色粘着性物質、およびコンピュータのプリント、コピー機に使用するインクを生産活動を指す。
	C2651	プライマリフォームプラスチック樹脂合成樹脂製造	汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、機能高分子プラスチックの製造を含む。
	C2652	合成ゴム製造	人造ゴムあるいは合成ゴム及び高分子弾性体の生産活動を指す。
	C2653	合成繊維単（重合）体製造	石油、天然ガス、石炭などを主な原料とし、有機合成の方法を用いて合成繊維単体あるいは重合体を製造する生産活動を指す。
	G5990	倉庫保管業	ガソリン、軽油などを含む揮発性有機液体化学製品の貯蔵活動を指す。
自動車製造	C3610	自動車完成車製造	動力装置により駆動し、4つ以上の車輪を備えた非軌道、無架線の車両を指し、そして主に人員と（あるいは）貨物の積載輸送、人員と（あるいは）貨物を牽引輸送する車両の製造を指し、また自動車エンジンの製造を含む。
	C3620	改造自動車製造	外部から購入した自動車車台を利用した各種

			改造自動車の製造を指す。
電子	C3922	通信端末装置製造	固定あるいは移動通信の端末装置の製造を指す。
	C3963	集積回路製造	モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路の製造を指す。
	C3969	オプトエレクトロニックデバイス及びその他の電子部品製造	オプトエレクトロニックデバイス、ディスプレイデバイスとモジュール、及びその他の未明記の電子デバイスの製造を指す。
	C3972	プリント基板製造	絶縁プレート上で在来型あるいは非在来型の印刷プロセス技術を通じて、電気伝導素子、触点あるいはインダクタンスデバイス、抵抗器とコンデンサなどその他の印刷素子で構成された電気回路及び専用素子の製造を指す。

注：業種分類は『国民経済産業分類』（GB/T 4754-2011）に基づく。